

Title	古田拓也君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.7 (2018. 7) ,p.99- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180728-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

位を授与するのに適當と判断する次第である。

二〇一六年七月七日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・Ph.D.	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	細谷 雄一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・Ph.D.	宮岡 勲

古田拓也君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

古田拓也君より提出された学位請求論文「ロバート・フィルマーの思想世界——一五八八——一九四五」の構成は、以下の通りである。

はじめに

I ロバート・フィルマーとはだれか

II 問題の所在

第一部 Vita: 1588-1653

第一章 内乱以前

I はじめに

II 『パトリアーカ』の背景

III 「絶対」の探求

IV 『パトリアーカ』の政治思想

V シドニーとブーン

第二章 内乱とその後

I 制限君主制あるいは混合君主制

II 制限君主制かつ反混合君主制

III 『アナーキーすなわち制限君主制あるいは混合君主制』

IV エンゲイジメント論争と『服従指針』

V 『アリストテレス論考』および『統治起源論』

VI なぜ『パトリアーカ』は出版されなかったのか

第一部 Fortuna: 1653-1945

第三章 「事実があたえられているのに、なぜ虚構を

探し求めるのか」——フィルマーの契約説批

判とロックによる再構築

I はじめに

II フィルマーの契約説批判

III ロックによる再構成

IV 「事実があたえられているのに、なぜ虚構を探し求めるのか」

第四章 ロバート・フィルマー卿の来日

I はじめに

II 第一の「フィルマー論争」——穂積八束・戸水

寛人・高橋繁三の間

III 第二の「フィルマー論争」——美濃部達吉と上

杉慎吉の間

IV 第三の「フィルマー論争」——過去と未来の間

V 実体があたえられているのに、なぜ虚妄を探し求めるのか

おわりに

参考文献一覧

二 内容の紹介

フィルマーの名を知らない政治思想研究者はいない。だが、フィルマーの著作を読んだことのある政治思想研究者は意外と少ない。そして、フィルマーを中心に扱った研究書は一層稀である。この知名度と注目度との間の大きなギャップは何に由来するのか。説明は簡単につく。

政治思想の古典中の古典、ジョン・ロックの『統治二論』の主たる論敵であったため、フィルマーは後世に名を残すこととなった。だが後世の大半の研究者は、ロックによるフィルマー理解とフィルマー批判をいわば無批判的に受け入れ、それらの妥当性を本格的に検証する試みはしてこなかった。近代リベラリズムの父・ロックに完膚なきまでに論駁された前近代的にして時代錯誤的なフィルマー、「勝者」ロック対「敗者」フィルマー、革新的ロック対反

動的フィルマー、こうしたイメージが長い間研究者の間でも定着していた。そして今日もそれは、厳然として揺らがない。

本論文の目的は、第一義的にフィルマーの政治思想に内在する論理とその政治的含意をコンテクストとの関係で解明することである。古田君は、このことを確固たる方法論的自覚をもって試みる。アーレントやケンブリッジ学派にない、彼は行為としての思想を重視する立場を表明し、フィルマーが「誰」であり、その思想がいかなる（言語）行為を意味していたかを明らかにしようとする。それは一方で、フィルマーの政治思想の内在的理解を通じてなされる。これが第一部の主題である。他方、第二部では「フィルマーという人間が『言ったこと』が何をしたのか、あるいはフィルマーという名前が何をしたのか」（一一頁）という形で、フィルマーの著作の運命を辿ろうとする。つまり、フィルマーの死後、異なるコンテクストにおいてフィルマーがどのように理解、曲解、利用されていったかを明らかにしようとする。その際、舞台となるのは十七世紀イングランドと戦前戦後の日本である。

以下、本論文の内容を要約する。

「はじめに」では、フィルマーの一般的イメージへの言

及の後、フィルマーに関する先行研究がサーベイされ、それとの関連で本論文の位置づけと意義が示される。古田君は、大半の先行研究がフィルマーの「一貫性」を自明視している点を批判し、既述の方法論を適用すれば、仮に言説の一貫性が認められる場合でも、「選択」を含む）行為の違いや解釈の幅の相違が明らかになると主張する。なお、クッティカによる最新のフィルマー研究は、「一貫性」重視の解釈に異議を唱え、コンテクストごとのフィルマーの意図を解明しようとしている点で優れていると好意的に評価されるが、にもかかわらず、その研究にも方法論上および解釈上の問題があることが指摘される。

第一部（『Vita: 1588-1653』第一章（「内乱以前」）では、その章題が示唆するように、フィルマーの内乱以前に構想・執筆された『パトリアーカ』（出版は死後）を中心に、また内乱以前という歴史および思想的コンテクストとの関連で、フィルマーの思想的特徴が明らかにされる。そこでも既述の方法論が適用され、フィルマーの「行っていること」の一貫性および非一貫性が異なるコンテクストにおいて何を意味するか、フィルマーは言葉を通じて何をしようとしていたのが焦点となる。

第一章第一節（「はじめに」）では、主題と方法の説明に

続き、第一章と第二章のテーマが述べられる。

第一章第二節(「パトリアーカ」の背景)は、フィルマーの伝記的記述からはじまり、フィルマーの活躍した十七世紀イングランド内乱以前の時代背景の説明が続く。その際、フィルマーの『パトリアーカ』出版が王権側から許可されなかった事実が指摘される。なぜ当時出版許可が下りなかったのか、またなぜ生前にフィルマーはその出版を再度試みなかったかは、後の議論においても重要な論点となる。

第一章第三節(「絶対」の探求)の主たる目的は内乱以前の思想的コンテクストの解明であるが、古田君は「絶対」、「絶対権力」などの用語が当時どのような意味を含んでいたかを、概念的バースベクタイプから読み解く。しばしば「絶対主義」的な響きを有し、否定的に評価されるこれらの用語は、実は十七世紀(またそれ以前)においては多義的であり、必ずしも悪い意味ばかりを担っていたわけではない。それぞれどこか、王党派にも議会派にも受け入れられるような、ある種の「絶対性」観念に関する共通了解が存在していたと説明される。つまり、絶対は恣意専断とは明確に区別され、コモンローや古来の国制の伝統とも矛盾しない形で広範に受け入れられていたのであり、かの

ジェームズ一世でさえ「文明的王国」擁護の立場から(ある種の権力の絶対性を主張しつつも)法に従って統治することの重要性を唱えていたとされる。

であればこそ、フィルマーの極端な絶対主義的主張は、当時の文脈においても過激な主張であり、立憲主義者のみならず王権側でも到底容認できるようなものではなかったということになる。だが、それでもあえてそうした絶対的な権力観を唱えたフィルマーには、相当の覚悟があったとされ、その内容と思想的インプリケーションを明らかにすることが次節の課題となる。

第一章第四節(「パトリアーカ」の政治思想)は、フィルマーが君主の「絶対的権威」を擁護し、ボタンの主権論を主張したとの記述からはじまる。これは既に見たように、当時のコンセンサスから逸脱する非妥協的な「絶対主義」の立場である。だが、なぜフィルマーは時流に逆らいつつ、あえてそのような権力観を唱えたのであろうか。その自信は何に由来するのであろうか。

こうした問いに答えようとする中で、古田君はまずクッティカの解釈を批判的に吟味する。クッティカによれば、フィルマーは合理的にして世俗的な家父長論の構築を試み、その際に一貫して君主を「祖国の父」と位置づけた。それ

は「愛国者」という、時に祖国の名において君主への不服従さえ正当化する人びとに対する反論を意図したものであり、『パトリアーカ』では祖国と君主の不可分性を説く形で絶対的な服従を要求する絶対主義的な君主が正当化される。古田君はこうしたクツティカの解釈を一定程度評価しつつも、それが自然法論者に対するフィルマーの批判を過小評価する点を問題視する。

古田君によれば、フィルマーの狙いは第一義的に「自然的自由」の否定である。つまり、自由とは自然的に存在するのではなく、君主によって特権として与えられたものであると主張することである。であれば、『パトリアーカ』におけるフィルマーの主たる論敵は——少なくとも理論上は——スアレスやベラルミーノといったスコラ学派の自然法論者であり、それを継承したプロテスタントの論者ということになる。そして、フィルマーは執拗に自然的自由を主張する立場の矛盾と危険性を訴え、また自らの立場をアダムを最初の王とみなす父権論によって正当化しようとしたのである。

なお、王としてのアダムという言説そのものは決して珍しいものではないとして、古田君は、十七世紀イングラントに見られた同種の言説を紹介する。だが、フィルマーの

政治思想はボダンの主権論を時間軸に即して拡張したものであり、人類誕生の瞬間から主権の権力がアダムに付与されたという主張によって、はじめから支配関係が存在したことを理屈立てて示した点にオリジナリティを見出している。それはアダム重視の父権論に内在する政治的論理を徹底的に追求する試みであり、いうまでもなく自然的自由の否定と支配および服従の自然性を導く理論的営為でもあるが、フィルマーはさらに論敵の依拠する父の権利・権力と政治的権力との区別を否定し、家族と政治共同体との同質性を主張する立場から権力の絶対性を擁護したとされる。

だが、アダムの権利から王権を導こうとする論理には、アダムの死後もなぜその権利・権力が消滅せず後統の支配者ら（フィルマーの関心事からいえば、当時のイングラント王）に受け継がれていくことになるのかが自明ではない。これは一つの難問としてあらわれるが、古田君はフィルマーがそれを単なる世襲ないし長子相続の原理に還元していたわけではないと（通説に反する形で）説明し、そうしたアポリアを回避するにあたってある種の「摂理主義的な王権神授説」が重要な役割を果たした点を強調する。つまり、「王は神の摂理によって選ばれており、神からアダムの権利を受け取ったとされるのである」（七五頁）。

しかし、こうした「摂理主義的な王権神授説」がアダム
の権利の擁護と自然的自由の否定にとって不可欠な理論上
の要請となる一方、それは同時に「正当であるから君主に
なるのではなく、君主になったから正当なのであ」(七五
頁) ということ、ある種のデ・ファクト的な権力観をも導く
ことになる。古田君は、フィルマー自身が(大半の王権神
授説の擁護者とは異なり)これを率直に認めているうえ、
さらにそれが君主制以外の政体のみならず寡奪による支配
をも容認する極端な論理となつている点を指摘する。いう
までもなく、こうした王権神授説の危うさはやがてシド
ニーやテイレルやロックによつて批判されることになるが、
古田君はフィルマーがなぜそのような主張を展開したかの
理由を、上述の理論上の要請だけでなく、『パトリアーカ』
が執筆された時代背景——つまり、君主制とチャールズ一
世の君主としての正当性を疑う者はほとんどいなかつた当
時の比較的安定した政治状況というコンテクストに求める。
第一章第五節(「シドニーとブーン」)では、一六八〇年
代前半に発表されたシドニーとブーンの『パトリアーカ』
解釈の比較考察を通じて、『パトリアーカ』に内在する論
理から二つの異なる解釈が帰結しうる事が明らかにされ
る。シドニーは『パトリアーカ』を、いかなる法にも宣誓

にも縛られない王を正当化し、権力の制限を否定する絶対
君主制擁護の書とみなすのに対して、ブーンは政体の多様
性も権力の制限も容認する立憲主義的な書物とみなす。古
田君はどちらの解釈にも一定の根拠があることを示し、そ
こから『パトリアーカ』が可能性として体現した解釈の幅
を同定し、またそうすることがフィルマーの後の著作の政
治的含意(それはフィルマーの「選択」と深くかかわる)
を理解するうえで決定的に重要になるという。これは第二
章で詳しく扱われる主題でもあるが、フィルマーは、内乱
という新たな時代状況の中で、ブーン的な立憲主義的解釈
の余地が生じないよう、そしてシドニー的な解釈が自ずと
帰結するよう——つまり、王権の絶対性が明白となるよう、
(自覚的な選択として)舵を切つていったのである。
第二章(「内乱とその後」)の第一節(「制限君主制ある
いは混合君主制」)では、内乱に至る歴史的経緯が説明さ
れたうえで、混合政体を示唆した王側の有名な「十九箇条
への回答」に端を発する、王党派と議会派との権力範囲を
めぐる闘争に考察が及ぶ。
第二章第二節(「制限君主制かつ反混合君主制」)では、
こうした事態を受けて、王党派の主張が混合政体論の否定
に向かうことが明らかにされる。にもかかわらず、王党派

の多くの論者が、「絶対主義」を唱えるどころか、議会議場に勝るとも劣らないくらい絶対的権力を警戒していたという状況が浮き彫りにされる（ジュームズ一世同様、彼らにとって絶対権力とは「原初的王国」の属性であって、イングランドのような「文明的王国」とは無縁なものであった）。王の議会に対する優位性さえ認められれば、議会の存在意義も（暴政阻止という意味でも）十分に認められる。つまり、これは主権の混合と王権への抵抗は否定しつつも、王権の制限と議会の役割を重視する制限君主制擁護の立場である。

こうしたコンテキストを背景にフィルマーの内乱期の著作を読み解くと、その「絶対主義」がいかにラディカルかつ特異であったかが判明する。これが第二章第三節（『アナーキーすなわち制限君主制あるいは混合君主制』）の課題である。ここでまず考察の対象となるのが、一六四八年に刊行された『アナーキー』であるが、古田君は、この著作における主張と『パトリアーカ』におけるそれとの類似性を指摘しつつも、重要な違いとその政治的含意を明らかにする。とりわけ重視されるのは、批判の対象が「愛国者」から「制限・混合政体論」に変わり、しかもその批判が徹底されることである。また、「アナーキー」という

『パトリアーカ』には含まれなかった言葉をタイトルに掲げ、さらに制限王制・混合王制とアナーキーとを同義とみならず主張の背景には、『パトリアーカ』とは異なり『アナーキー』執筆時には安定性や秩序が自明視できないという政治状況とそれに対する自覚がある。そしてフィリップ・ハントンを混合君主制の代表的論者として批判しながら、フィルマーはハントンの論理を逆手にとり、「すべての君主制は、絶対的かつ恣意的である」と訴える。そもそもフィルマーによれば、「問題は恣意的権力が存在すべきか否か」ではなく、「誰がそれをもつべきなのか、一人なのか多数者なのか」こそ問うべき問いである。「法に従って法を作るといふのは自己矛盾」なのだから、「法を作るあらゆる権力は恣意的なのである」。古田君が強調するに、フィルマーは実践的配慮より理屈を重視する形で王権の絶対性のみならず恣意性をも積極的に認め、それは議会議派からはいうまでもなく、（文明的王国論を共有する）王党派の立場からも決別しているのである。

さて、以上の『アナーキー』の主張は、『パトリアーカ』の主張と似ているようで似ていないことを古田君は示す。絶対権力を認める点では同じだとしても、『パトリアーカ』では君主が自然法を遵守する必要が説かれ、それゆえ君主

と暴君とを区別することも可能であった。対して、『アナーキー』では自然法による制限への言及がなくなり、暴君というカテゴリー自体が無化され、したがって君主と暴君との区別も無意味となる。古田君によれば、『アナーキー』のフィルマーにとって「そもそも暴君など存在しない」、あるいは「君主が必然的に無制限の権力をもたねばならないとするなら、あらゆる君主は〈暴君〉とならねばならない」(一一八頁)ということになる。この主張から抵抗の正当化が帰結する余地は全くない。

この節の最後に古田君は、前章で扱ったテキストの解釈可能性の幅の問題に触れ、『パトリアーカ』から『アナーキー』に至る過程で生じた叙述の変化が、フィルマーによる自覚的な選択に由来することを明らかにする。つまり、『パトリアーカ』においてはブーンが唱えた立憲的解釈が可能だったわけだが、『アナーキー』ではもはやそうではない。権力制限や政体の多様性の容認と解釈されうる言説は『アナーキー』からは完全に排除され、したがってフィルマーのシドニー的解釈しか許されなくなる。このように古田君は、両テキストの解釈可能性の幅を比較することで、フィルマーの選択を同定し、またそうすることによってフィルマーの一貫性を説く歴史家の解釈を批判するのであ

る。

だが、一方で『アナーキー』において君主制以外認めないという論を展開することによって、フィルマーは一定の理論上の困難に突き当たることを古田君は指摘する。つまり、「アダムの権利」が統治権力の唯一の源泉で、しかもそれが君主制にしか認められないのであれば、しかも既述のようなデ・ファクト理論の立場も容認されるのであれば、自ずと理論内部の整合性が危うくなる。しかも、王の処刑後はこうした困難が一層顕在化するのである。

第二章第四節(「エンゲイジメント論争と『服従指針』」)では、王なき世においていかに新政府が正当性の獲得を試みたかという問題を扱いつつ、特に「エンゲイジメント論争」に注目する。そしてフィルマーの主張と「臣従派」のそれとの類似性(摂理論および恣意的権力容認)を指摘しつつも、上述のように『アナーキー』が正当な政体を君主制に限定していた点が喚起される。そして何より、王の処刑後には、それ以前のフィルマーの前提が通用しなくなった点を古田君は強調する。両著作においてイングラント王が正当な統治者にして秩序をもたらす主体であることは自明視されていたが、その前提が崩れた後では、秩序維持と君主制への訴えは両立困難なものとなったのである。

一六五二年に刊行された『服従指針』は、まさにこうしたジレンマを乗り越える目的で著された書物であると古田君は説く。フィルマーは、今や「篡奪者が（真の統治者）（『チャールズ二世』）を害することがない限りという条件付きで、（篡奪者）への服従を勧めるという答えを出すことになった」（一二八頁）のである。また、この著作では保護と服従の相互関係や条件の服従といった新たな要素が導入されるが、それゆえフィルマーのチャールズ二世への忠誠と摂理主義的なアダムの権利論との間の緊張は一層先鋭化すると指摘される。

第二章第五節（『アリストテレス論考』および『統治起源論』）では、同じく一六五二年に刊行された二つの著作『アリストテレス論考』と『統治起源論』において、フィルマーが上述のアポリアといかに対峙したかが論じられる。『アリストテレス論考』は反共和主義の書であるが、そこで提示される六つの命題のうち、特に次の二つが注目される——「君主政以外の統治形態は存在しない」、「貴族制や民主制といったものは存在しない」。ここでは君主制以外の政体の存在そのものが否定されているという点で、『アナーキー』の主張と異なることが指摘される。また、『統治起源論』に見られるホプブズへの言及を、『アリ

ストテレス論考』に見られるそれとあわせて分析しつつ、やはりフィルマーが君主制以外の政体を否定していることが確認される。ここで古田君は、フィルマーがホプブズの代表制論をうまく適用すれば『アナーキー』の原理を共和国正当化のために矛盾なく用いることができるにもかかわらず、あえてその道を選ばなかった事実注目し、そのこととの意義、つまり彼の選択の意味を説明しようとする。端的にそれはフィルマーが理論の洗練よりチャールズ二世への忠誠を選んだということである。つまり、時のイングラント共和国を「軍人支配」と位置づけ、それが「統治形態をもたない社会」であると示唆することによって、フィルマーは「ぎこちない」「流麗とは評しがたい論法」を通じて『アナーキー』の矛盾を解消するという道を選んだのである。

第二章第六節（「なぜ『パトリアーカ』は出版されなかったのか」）で古田君は、節題の問いに対する正しい答えを模索しつつ、それまでの主要な論点を整理し、再確認する。『パトリアーカ』が執筆直後に刊行されなかったのは、出版許可が下りなかったからである。内乱期に出版を再度試みなかったのは、『アナーキー』の主張と矛盾するからである。そして、王の処刑後に『パトリアーカ』を出

版しなかったのは、それがクロムウェルに対する完全な支持と捉えられる危険性があったからである。このようにして古田君は、その時々、フィルマーの選択に注目し、また反事実的な²²の世界も想定しつつ、さまざまな観点からフィルマーの思想の一貫性を問うことの意味を探る。

第二部 (Fortuna: 1653-1945) の主題はフィルマーの受容史であり、第三章ではインングランド、第四章では日本が舞台となる。

第三章 (『事実があたえられているのに、なぜ虚構を探し求めるのか』——フィルマーの契約説批判とロックによる再構築) では、ロックが契約説を展開する際に、どのようにフィルマーと対峙したかが考察される。

第三章第一節 (はじめに) で古田君は、かつての「神学的フィルマー」対「世俗的ロック」という通説的図式を逆転させることが狙いであると述べる。その際、ロックに関しては既に「宗教的転回」がなされているとして、フィルマーの立場を世俗化の方向へ動かすことを目指す。ここで特に注目されるのがフィルマーの契約説批判であり、古田君はその批判の合理性ないし説得力を示すことにより、ロックがいかに真剣にフィルマーの批判を受け止めそれと対決せざるをえなかったか、そして実際ロックがどのよう

にフィルマーの突きつける難題を克服したかを説明する。

第三章第二節 (『フィルマーの契約説批判』) においては、フィルマーが批判を向けた契約説 (特にベラルミノノとスアレス) およびその基礎にある自然的自由と団体としての人民という観念が、歴史的系譜のなかで説明される。この時とりわけ注目されるのが、自由にして神から統治権を授かった人民は多数者の同意 (ないし「より大であり賢明な部分」) によってその統治権を君主に委ねるゆえ、君主が契約違反に相当する行為に及んだ場合には、人民が君主から (抵抗などを通じて) 統治権を取り返すことができる、という考えである。

続いてフィルマーの契約説批判が紹介されるが、ここで重視されるのは多数者を全体とみなすことはできないというフィルマーの考えである。彼によれば、自然的自由から出発するならば、全体一致以外、全体に対して義務を負わず術はない——多数者であれ賢明な部分であれ、部分が全体を拘束するという論理は自由の否定を帰結し、論理的に矛盾している。また、個々人の同意が重視されるのであれば、抵抗の判断も個人に委ねざるをえなくなることをフィルマーは指摘する。そして個人が判断するのであれば、そこからは必然的にアナキーが帰結する。加えてフィルマー

は、契約の「時」を問題にすることによって（つまり、いつ契約がなされたのか、と問うことによって）、団体としての人民を否定し、人民を等しく拘束する公正な契約ほどの歴史の時点においても成立不可能であると説く。

第三章第三節（「ロックによる再構成」）では、ロックの政治思想がいかなる意味で「神学的」であるかが明らかにされたうえで、フィルマーの突きつけた難問にロックがどのように取り組んだかが示される。まずはロックの自由概念、自然状態の描写におけるホップズへの部分的接近が例として挙げられ、続いて前節のフィルマーによる契約説批判にロックがどのように答えたかが子細に検討される。既述のように、フィルマーは団体理論を否定し、契約説においては個々人の同意が理論的に要請されるはずだと説いたが、古田君によれば、ロックはこうしたフィルマーの批判を受け入れ、個々人を同意の主体として認めた。加えて、契約の「時」を問題にする視座からの批判にもロックは向き合ったとされる。そして、人民の流動性を認めつつも、契約や同意はある時点における一回限りのものではなく、「各人が成人に達したときに順次別々に与えるものである」との立場をとる。その場合、いつ個々人が同意したのかという問題が一層先鋭化するわけだが、古田君はロックの暗

黙の同意が、それに優位する神学的規範体系ゆえにデ・ファクトな服従理論には回収されず、フィルマーへの批判にも耐えうると説明する。最後に、古田君はロックの抵抗権論に論及しつつ、フィルマーが仮に『統治二論』を読んでいたとしたら、そこにもアナキーの危険を見出していただろうと述べる。だがロックは、契約説が必然的にアナキーをもたらすとするフィルマーの批判を逆転させ、フィルマーこそアナキーの主唱者であることを示そうとする。これは古田君の主張によれば、絶対主義かアナキーかという問いに対する価値判断の転換をも意味している。つまりロックにとつてはフィルマーと逆に、アナキーの方が絶対主義よりもまだましと思われ、そもそもアナキーを絶対的に防げる統治体制など存在しないという想定から、問うべきは「どうすればアナキーになる可能性を減らせるか」（一八二頁）にほかならなかった。そしてロックの政治理論はまさにそれに応答する形で構築された、とされるのである。

第三章第四節（「事実があたえられているのに、なぜ虚構を探し求めるのか」）では、これまでの議論を振り返りつつ、ロックおよびフィルマーの政治思想の今日的意義について検討する。まずロックがフィルマーの批判に耐えう

る契約説を構築しえた理由を再確認したうえで、思想状況が著しく異なる現代においてそれは危うさを露呈するものであることが指摘される。対してフィルマーの契約批判は依然として鋭さを失っておらず、もし現代において「虚構」としての契約説的政治理解に価値を認めるのであれば、われわれはロックとは異なる仕方ではフィルマーと対決していなければならないと宣言される。これはいうまでもなく、古田君自身による問題提起であり、彼はこうした対決にわれわれが挑む際、そもそも「われわれ」が誰であるかを論じなければならぬという。そしてこれが日本におけるフィルマーの受容史を扱う第四章の課題となる。

第四章（「ロバート・フィルマー卿の来日」）は、五節からなる——第一節（はじめに）、第二節（第一の〈フィルマー論争〉——穂積八東・戸水寛人・高橋粲三の間）、第三節（第二の〈フィルマー論争〉——美濃部達吉と上杉慎吉の間）、第四節（第三の〈フィルマー論争〉——過去と未来の間）、第五節（実体があたえられているのに、なぜ虚妄を探し求めるのか）。節題からわかるように、この章では主としてフィルマーをめぐる日本での論争が扱われる。ただ一般的な受容史と異なるのは、ここで古田君がどのようにフィルマーの政治思想が日本において理解され

採用されたかではなく、フィルマーという「名前」の作用に注目している点である。古田君の扱う「論争」において、フィルマーは思想や理論というよりは単なるレットテル・薬人形であり、「論争」のいずれの当事者もフィルマーを好意的に捉えていないのが特徴である。しかも戦前においてフィルマーに対する否定的評価は、ロック的な立場からなされたわけではないことを明らかにする。それどころか、論争の当事者たちは天皇への先天的崇拜という特殊日本の価値体系を自明視するという立場から相互に批判を交わしたのだった。その状況は穂積八東、戸水寛人、高橋粲三を当事者とする第一の「フィルマー論争」でも、美濃部達吉と上杉慎吉との間の第二の「フィルマー論争」でも同じである。それが一変し、ロックの立場からフィルマー主義が批判されるようになったのは戦後であり、そうした新たな潮流を説明する際に古田君は清宮四郎、松下圭一、丸山眞男に論及する。既述のように、戦前において日本の価値体系を共有した論者らはフィルマーを侮蔑的レットテルとして扱った。にもかかわらず、戦後においてロック対フィルマーという図式を受け入れた論者の多くは、フィルマーを戦前の象徴とみなした。古田君はこうしたアイロニーと戦後の変化に注目しつつ、丸山眞男の知的営為とその変遷を

中心的に論じる。そして第五節において、古田君は丸山の問題提起を、先の自らの問題意識と結びつけ、今日の「われわれ」が直面する思想的課題を明らかにしようとする。

「おわりに」では、論文全体の要約に続き、再び「われわれ」の問題に触れて結語としている。

三 評価

本論文が、才能ある若者によって書かれた、優れた政治思想史研究論文であることに疑いはない。研究対象の設定（及びその正当化）、先行研究の活用、研究方法の選択と正当化、資料の選択と分析、議論の展開と論証、そして研究の現代的意義の提示等の、さまざまな論点において、本論文は政治思想史研究者に必要な研究能力の水準を超えていると判断できる。特筆すべきは、実証的な思想史研究としても、そして現代的な意義を問う思想研究としても、本論文は読める点であり、この二つの論点は必ずしも容易に両立しないことを考えると、古田君の周到な考察のうえに本論文が書かれたことがうかがわれる。同時に注目すべきは、議論の展開が明晰になされている点である。古田君が、その才気に溺れて論証をレトリックで済ましてしまったように思える箇所がないわけではないが、基本的に論証は堅実

であり、破綻が少ない。以下に、このように優れていると思える理由を、より具体的に記す。

フィルマーは、本論文でも述べられているように、有名だがその思想内容が吟味されることのない思想家であり、『パトリアーカ』をはじめとするその著作も、読まれることのほとんどない著名な作品である。その意味内容も、思想史上の位置づけも、独断的に固定されている対象を選び、それを、思想史的方法を駆使して実際に読む（そしてその独断的評価を相対化する）というのは、きわめて堅実な研究対象選択だといえる。さらに古田君は、先行研究を検討するなかで「なぜフィルマーを研究するのか」という問いに答えることを自らに課すことで（一六頁）、マイナー思想家に関する実証的なニッチ研究には終わらない、という宣言をし、本研究を評価するうえで規準のハードルを自分で上げている。

こうした主題を選択する際に起こり得る問題の一つが、先行研究の少なさであるが、古田君にとって僥倖であったのは、クッティカによるフィルマー研究が二〇一二年に出版され、この研究と対決することで、自らの研究の位置づけをすることができたことである。本論文は、これからしばらくフィルマー研究の古典となるであろうクッティカの

研究を十分に吸収しつつ、それを乗り越える論点を提示することに成功している。端的にいえば、クッティカ以前のフィルマー研究が、フィルマー思想を単純なくつかの原理に還元し、思想の展開を演繹的に説明したのに対し、クッティカは言語行為として政治思想を捉えるという思想的態度から、フィルマーの著作を文脈に即して研究し、『パトリアーカ』の政治的意味を明らかにした。本論文は、この両者を総合する研究を目指している。クッティカの方法的意義を認めつつ、その結論に限定を見出し、むしろ以前からある古典的なテーゼを再検討し、「アダムの権利」というテーゼこそが、フィルマー研究にとって最も重要なものだとしている。このテーゼが重要なのは、二つの次元においてである。第一に、異なった文脈で書かれた、つまりその解釈の幅に差異のある、フィルマーの諸著作を一貫したものとして理解することを可能にする点で重要である。第二に、フィルマーの著作を、それが実際に書かれた文脈を超えて理解するうえで鍵となる点で重要である。本論文の第一部と第二部はそれぞれ、この二つの重要性を論証することを目指して書かれている。

第一部は本格的な思想史研究をフィルマーに施したものであり、現代の思想史研究の潮流を十分に踏まえたうえで

なされている。つまり、テキストとコンテキストを照らしあわせることで、テキストの意味の幅を同定し、そのうえで、テキストの著者フィルマーの「選択」を仮説的に提示していく読解がなされている。古田君の著述法の特徴は、高度の方法論的自覚にある。この論文は常に周到な戦略が張られながら論述が進んでおり、自らの仮説の妥当性をどのように証明するかについて、極めて自覚的な論述がなされている。

『パトリアーカ』の著述時期に関する慎重な検討がなされたあと、本論文は「絶対主義」の概念史に取りかかる。この概念史は、本論文において最も啓蒙的な箇所である。先行研究を網羅的に検討したうえで、「絶対」ないしは「絶対的」という概念の用法を、神学、法学、政治学といった領域の違いに注意を払いつつ、思想的に分節化している。特筆すべきは、概念の意味を分節化する際、十七世紀の種々の文献を自家葉籠中のものにして、適切な文例を提示していることである。これは思想史研究にとって当然のことだといえるかもしれないが、思想史における仮説の妥当性を支えるうえで、これ以上の方法はない。

唯一問題があるとすれば、誤解を招きかねない訳語や表現が用いられている点である。古田君は神学的用語として

の「絶対権力」／「通常権力」の区別は、教会法学や政治のコンテクストで用いられる「絶対権力」／「通常権力」の区別とは内容的に同一ではないと述べる。これ自体間違っているのではないが、通常、神学的コンテクストでは *potentia* という用語が用いられ、これは「権能」と訳される。だが、法学的コンテクストでは *potestas* が一般的で、こちらは「権力」と訳される。したがって、神学における「絶対的な権能」／「通常権能」、法学における「絶対権力」／「通常権力」と訳しわけた方が、誤解の余地がなくなるだろう。古田君がこの議論を展開する際に、将基面貴巳の『ヨーロッパ政治思想の誕生』に依拠している点に鑑みれば、なおさら将基面にならって右の語法にならうべきだろう。

もう一点指摘すべきは「世俗概念の神学化」という表現である。ここでは法学概念を「世俗的」と解しているようだが、「世俗」という概念が論争的な概念であるのみならず、そもそもここで扱われている法概念は教会法学のものであるから、「世俗的」との表現は不明瞭ないし不適切といえよう。

とはいえ、上述の概念的サーベイの結果、『パトリアーカ』の思想史的な位置づけが明らかになる。それは端

的に言えば『パトリアーカ』の極端さであり、その絶対主義の絶対性である。このこと自体は真新しいテーゼとはいえないかもしれない。しかし、概念的な位置づけを経たうえで、テーゼの同定は、政治思想史研究への重要な貢献といえる。

本論文はさらに、この『パトリアーカ』の絶対性の論理を探究する。通常、この絶対性はフィルマーの神学的議論にその基礎が求められるが、本論文は、当時家父長主義にあるとされていた自然的権威にその基礎を求めている。古田君は神学ではなく、自然法的な政治理論に、フィルマー政治思想の本質があると主張する。この政治理論を補強する神学的な議論が、「アダムの権利」への訴えであり、本論文はフィルマーの家父長主義を血統主義に求める通説を退け、「摂理主義的な王権神授説」（七五頁）こそが、フィルマーの思想の一貫性と、当時のイデオロギー的文脈の中での妥当性を考察するなら、最も適切な思想の特徴づけだとしている。この解釈仮説に対して予想される反論についても、本論文は答えを用意しており（七七頁）、この論争的な解釈は極めて説得的に論じられている。

第一部の後半では、『パトリアーカ』と他の著作との差異が同定され、その差異が生じた理由について探究がなさ

れている。ここでは、著者フィルマーの意識の内面に没入するという、前半とは異なった思想的 방법이採用されている。当時の政治史や政治的言説史に注意を払いながら、『パトリアーカ』の意味の可能性の幅を同定し、他の著作におけるフィルマーの「選択」を明らかにせんとするこの箇所は、本論文において最も説得力のある箇所だといえよう。これは、フィルマー思想の本質的要素とされた「摂理主義的な王権神授説」がはらむ非合理の可能性を、フィルマーの意識に沿って封じ、当時の文脈とフィルマー自身にとって理に適った解釈を提示することに成功している。自然的自由の原理を否定し、暴君排斥論を退けるといふフィルマーの政治思想が、いかにして一貫性を保ち、合理的な根拠を誇りえたのか、という問いを、古田君は真摯に探求しており、とりわけフィルマーの国制論の解釈において、説得的な論述がなされている。本論文が描くフィルマーは、徹頭徹尾秩序、つまり平和を求める思想家であり、それも恐怖ではなく愛によって支えられる平和を求める思想家である(一四一頁)。これは既存のフィルマー像に深刻な修正を迫るものであり、政治思想史上におけるフィルマーの位置づけに再考をうながす解釈だといえよう。

第二部では、第一部とは異なる方法論によって異なる次

元でのフィルマー解釈がなされる。これは下手をすると、論文としての統一性を破壊しかねない特徴といえるが、古田君は、ここでも周到な戦略を練ることで、いわば力技でフィルマー論としての統一性を維持している。これは次のような方法論的問題提起だと理解できる。つまり、テキストの「意味」は複数存在するのであり、そのような意味の複数を、一個の固有名(ここでは「フィルマー」)が束ねているという歴史的事実を、恣意的でない仕方で、その意味の豊かさを示しつつ、明らかにすることが思想史研究の役割(醍醐味)ではないか、という問題提起である。

第一部では与えられたコンテキストの中で、フィルマーという著者がいかなる選択をしたのか、という問いの下にテキストの意味が探究された。第二部では、既に書かれたテキストが、ある特定のコンテキストの中で、どのような選択を他の著述家に促すのかという問い、あるいは、ある特定のコンテキストの中で、既に書かれたテキストが他の著述家によってどう利用されたのかという問いの下に、テキストの意味が探究されている。こうした複数の視点から浮かび上がるのが、「われわれ」にとつてのテキストの意味であり、この「意味」は、古田君は同意しないかもしれないが、より普遍的な意味となる。

第三章ではフィルマー・ロック問題が取り上げられるが、ここでフィルマー解釈の刷新がなされているわけではない。だが、フィルマーのテキストの意味が新たな視点から開示されることよって、フィルマーではなくその論敵のロック解釈の刷新というかたちで結実している。

本論文のロック解釈への貢献は、大きく言って二つある。第一は、これも古典的な問題であるホップズーロック問題への新たなアプローチである。ロックは偽装したホップズ主義者ではないか、というシュトラウス・テーゼに対して、本論文は説得力のある解釈を提示する。フィルマーの摂理主義を攻撃する有効な武器として、ロックは戦略的に逸脱をしたのだ、という読みは、この難問に外在的ではなく内在的なテキスト解釈によつて、少なくとも一つの一貫した理解の方法を示すものである。

第二は、自然的自由を否定するフィルマーを論駁するうえでロックが不可避免的に採用することになった、個人主義的な同意論の再検討である。ロックの同意論に関しては、思想的的研究と政治哲学的研究の双方において、長年の研究蓄積がある。本論文は、フィルマー研究の立場からのこの論争への参与であり、ロックの政治的義務論としての同意論の根拠を、明示的同意の原理にのみ求める近年の通説

に対して、暗黙的同意の原理の重要性を唱えるという貢献をなしている。これは、フィルマー・ロックの思想空間を、歴史的コンテキストを意識しながら再構成し、そのうえで理に適った解釈をこの難問に与えたものであり、少なくともロック同意論を論じる研究者をして、改めてロックのテキストに向かわせる説得力を有するものだといえよう。

第四章の主題は近代日本におけるフィルマー受容だが、ここでの叙述が達成しているのは、あたかも普遍的な枠組であるかのように理解されがちな、フィルマー・ロック問題の相対化である。戦後の丸山眞男のロック論が、フィルマー＝旧日本、ロック＝戦後日本という図式で読めることもあり、反フィルマー論＝ロック的リベリズムというのが、普遍的な定式であるかのように読まれがちである。このことは、丸山の著作が欧米において日本政治思想の理解に利用されていることを鑑みると、看過できない問題となる。この章は反フィルマー論が必ずしもロック擁護とはならないというコンテキストを明らかにすることで、グローバルな比較思想史研究への貢献をなしている。

戦前の二つの「フィルマー論争」においては、西洋思想をすでに受容していた論争の当事者にとって、「フィルマー」という名前は徹頭徹尾敗者のシンボルであったこと、

ロックは当時において時代遅れという評価を受けていたこと、そして、フィルマー（そしてロック）という西洋に対抗することで、それぞれの論者が独自の日本観を競っていたということを古田君は明らかにしている。そして、このことを踏まえて改めて丸山に向かうとき、「われわれ」はその時代的意義と、「われわれ」も共有する理論的境界を理解することができる。この最後の論点は、コリンズグッド流の自己理解としての思想史がもつ理論的意義の実例であり、本論文が思想史研究であると同時に現代への理論的貢献を目指していることの証左である。

以上のように、本論文は政治思想史研究への重要な貢献とみなすことができる。しかしながら問題や残された課題がないわけではない。

方法論を論じた箇所（一九〇二〇頁）において、古田君はメタファーを駆使して論じているが、必ずしもその論述が成功しているとはいえない。レトリックとしては流暢だが、研究の方法論におけるさまざまな論点を厳密に同定するうえで、あまり適切ではない。もつと愚直な論述の展開が望まれるし、古田君にはそれが可能なはずである。

既述のように、本論文における論述、論証は明快で手堅い。しかしながら少なくとも一箇所、論述の粗が見える

ところがある。しかもこの箇所は本論文の重要なテーゼと関係するだけに、見逃すことができない。本論文のフィルマー理解の特徴の一つは、神学的原理よりも家父長主義的原理を中心的なものとみなす解釈である。家族内の支配の自然性を、そのまま政治体の支配の自然性に接続するというのが、フィルマー思想の政治的選択だとされている。当然、この選択は伝統的アリストテレス主義と対立する。古田君はこの点にも充分自覚的であるが、この問題への応答は、論証が不充分であるように思える。第一に、古田君はアリストテレスにプラトンを対置しながら、フィルマーを後者の系譜に位置づけているが、具体的な論述がほとんどない。第二に、アリストテレス主義の衰退と、代替案としての近代的政治観の説明がなされているが、このテーゼの妥当性を事実上、佐々木毅とミシェル・フーコーという二人の権威に訴えることで済ませている。この箇所では、『パトリアーカ』第二章の詳細な分析、とりわけフィルマーのアリストテレス論とスコラ哲学論の分析によって、古田君のテーゼの内在的な補強をして欲しかった。このような作業は、リチャード・タックによってアリストテレス主義者と呼ばれたフィルマーとアリストテレスの関係がより鮮明になることが期待できるだけに、極めて興味深いものとな

るはずである。さらには、フィルマーとプラトン主義の関係を探れば、摂理主義を媒介として、十七世紀のプラトン主義とフィルマーの関係も明らかになることが期待できる。

古田君の思想史研究者としての能力がいかに高く発揮されている第二章に比べれば、第三章はやや物足りないといわざるをえない。この章は実質的にロック研究となつているため、ロック研究として見たときの問題がどうしても目につく。古田君は、ロック思想のキリスト教性について説明しているが、これは研究史上最も論争的な論点であり、この場所で論じるだけでは恣意性の誹りを免れない。したがって、この箇所を極めて簡潔に論じるか、あるいは、フィルマーとの神学的論争という枠組で分析すべきであった。フィルマーの神学的側面を相対化した本論文において、こうした探求はその論点を補充するものになつたであろう。

また、ロック同意論の再検討は、既述のように説得的ではあるが、これも多岐にわたつて論じられている争点なので、より子細な検討が望まれる。もっとも、この点はフィルマー研究である本論文にとつては、あまり深刻ではない。より問題視されるべきは、ロック思想の特徴づけとして、ロックには、すべての統治にアナキーの可能性を見る、という指摘である。これは、この章のまとめとして、ロックの政治思想を、「かつての『王党派』の唱えた目的を達成するためには、かつての『議会派』の主張を受け入れることが最善だと教える」(一八二頁) 抵抗権論とする、それ自体極めて妥当な結論に至るうえで、極めて有効な(便利な)説明である。しかし、アナキーの可能性を普遍的に見るとするのは、かなり抽象化されたロック像であり、少なくともここで補強として使用された引用は、かなり限定的な条件下での「すべての統治」を扱っている(一八一頁)。このテーゼを説得的に論証するには、もう少し議論を補強する必要があるように思われる。

日本におけるフィルマー受容を論じる第四章に関しては、内容的には特段問題視する点はない。ただ、これをフィルマー研究の一部とすることは、妥当性を欠くとはいえないが、補論感は否めない。本論文を公刊する際は、補論とする方が望ましいように思える。

本論文に対する最大の不満、もしくは、古田君の才能を認めるがゆえに抱く要望は、第三章の前に置かれるべきも一つのフィルマー論である。テキストのコンテキストには、少なくとも二つが数えられることは、いまさら古田君に伝えるまでもない。第一はテキストが書かれたコンテキストであり、第二はテキストが公刊されたコンテキストで

ある。『パトリアーカ』はフィルマーの存命中には出版されず、彼の死後二七年を経た一六八〇年になって初めて刊行された。本論文が示すとおり、フィルマーの絶対主義が、十七世紀ヨーロッパの絶対主義の中で過激なものであるとしたら、なぜ王位排斥法案論争の嵐の中で、『パトリアーカ』は出版されたのか。当時のトリーは何を考え、フィルマーに何を読み込み、読者に対して何を期待してこの、絶対主義にとって危険な書物を出版したのか。この問いを探求することは、テキストのもう一つの「意味」を明らかにし、思想史研究をさらに豊かにするであろうし、古田君の友人にして論敵であるクッティカとの再対決を迫られるであろう。この対決を制してこそ、本論文のテーゼはさらに盤石の基礎のうえに置かれることであろう。

もちろん、こうした指摘ないし要望に対して、古田君は、『パトリアーカ』出版時においてフィルマーの思想は王党派によって単なるシンボルとして利用されただけであり、そこに分析に値するような解釈や援用は見られなかったと反論するかもしれない。だが、仮に『パトリアーカ』が単なるシンボルだったとしても、なぜそれがシンボルとなりをえたのかを説明する必要があるだろう。古田君が明らかにしたように、(ブーンのように)立憲主義的に解釈する余地

があったとはいえず、『パトリアーカ』では極端な絶対主義が唱えられている。だが、そのような絶対主義を擁護する王党派が一六八〇年代においても決して多数派でなかったとすれば、なおさらなぜフィルマーがもてはやされたかを説明することは重要になろう。

最後に、若干の感想を交えつつ、今後の期待について述べたい。本論文を一読した誰もが認めるところで、古田君はたぐいまれな、卓抜した能力を有する物語の語り部である。こうした資質は研究者に必ずしも要求されるものではないが、巧みな比喩、明晰かつ独創的な論理展開には読み手を引き込んで離さないものがある。また本論文は政治思想的な研究ではあるが、随所に規範的政治理論に関する発展性を読み取ることができる。古田君のそうした将来性に大いに期待することができる。そうした期待を込めつつ、以下に審査員一同が思うところを述べたい。

思想史研究は対象の個性を歴史的に同定する営みである。したがって古田君は、いたずらに普遍的なメッセージを読み込むことを避けているように見える。敗者としてのフィルマーというイメージが共有されている場合でも、反フィルマー論にはさまざまなパターンがありうることを示しながら、既存の理解を相対化せんとする態度は、古田君が政

治理論に精通していても、思想史研究に忠実であることの証左であろう。それでも、ここにある種の普遍的ないしは一般的洞察があるように思える。それは、政治の世界において、権力 (Potestas) の絶対性の主張は、かならず絶對的な反権力の主張を呼び起こし、そのことによって権力の正統性を掘り崩してしまふ、という洞察である。これは、「フィルマーリアン・モーメント」とも呼べるものであり、古田君には、この理解の妥当性を聞きたいし、できれば、この洞察に触発されたさらなる思想史研究を望みたい。

優れた思想史研究には必ず、解釈学的慈愛もしくは慈愛の原理の適用がある。われわれの地平から離れて、テクストの地平へできる限り接近し、そのうえで二つの地平の融合を目指すという解釈学的営みにおいて、ともかく一旦は対象の思想をできるかぎり合理的に再構成すべきだということの原理は、「敗者」の思想家フィルマー研究において、とりわけ不可欠の原理だといえる。本論文はこの原理の適用によって、フィルマーという思想家の深さを十分に明らかにしている。ここに規範的政治理論家としてのフィルマーという、あらたなイメージが表れているように思える。ある種、ニヒリストにも見えるフィルマー(二二〇頁)(これはフィルマーの極端な主意主義の結果ではないだろ

うか)であるが、本論文が注目する「政治」の領域においては、ある種の規範的、合理的原理が働いている。やや遠回りしたい方をすれば、「政治」に対する規範的、合理的理解に基づいた仮想の世界におけるフィルマーの「選択」に関する古田君の「選択」、つまり、フィルマーは摂理主義的な政治思想家であるとする解釈は、理に合った選択である。フィルマーは独断的な反動ではなく、規範的な政治理論をもった理論家であるという「想い」がここにある。これは、一人の思想家と長年付き合ってきた思想史家が当然抱く「想い」である。この想いそのものに、合理性は欠けるかもしれないが、このような想いこそが、思想史という営為に不可欠であり、その醍醐味だといえるかもしれない。

四 結論

以上のように問題や課題は残るものの、それらは全体としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文が頗る独創的にして画期的な内容を有していることは疑いない。このことは、本論文の土台となったいくつかの既刊論文が学会で頗る高い評価を得ていることから裏付けられる。古田君は第一章・第二章の原型となった論文で

政治思想学会研究奨励賞(二〇一三年)を、第三章の原型となった論文で日本イギリス哲学会奨励賞(二〇一五年)を受賞している。また、第四章のもととなった論文は英文で執筆され、海外の有名ジャーナル(“From Kent to Japan: The Reception History of Robert Filmer as a Straw Man.” *Journal of Political Ideologies*, vol. 20, no. 3, 2015, pp. 284-303)に掲載された。さらに、二〇一三年に来日したフィルマー研究の世界的権威・クッティカ博士からも、古田君の報告と論文が頗る高い評価を得たことを付言しておきたい。

以上より、審査員一同は、古田拓也君の本論文を博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与するにふさわしいと判断し、その旨をここに報告する次第である。

二〇一六年九月八日

主査	慶應義塾大学法学部教授	堤林 剣
副査	慶應義塾大学法学部教授	萩原 能久
副査	慶應義塾大学法学部教授	山岡 龍一
副査	慶應義塾大学法学部教授	山岡 龍一

岡田順太君学位請求論文審査報告

一 はじめ

岡田順太君より提出された学位請求論文は、『関係性の憲法理論—現代市民社会と結社の自由』(丸善ブラネット、A5判、二六三頁、二〇一五年三月一〇日刊行)という著書(以下、本論文という。)である。そこに収録されている論稿は、岡田君(以下、筆者という。)が慶應義塾大学大学院法学研究科に入学して以来、一貫して研究対象として取り上げて追究してきた結社の自由に関する研究成果である。その内容には、博士課程在学中に『法学政治学論究』に発表した論文をはじめ、大学の教員として奉職後に所属大学(東北文化学園大学及び白鷗大学)の紀要・叢書に発表した論文、研究書・学会誌に掲載した論文などで著した成果も含まれている。しかしながら、本論文は決して単なる論文集ではなく、全体として統一的な問題意識と構想のもとで再構成して執筆された単一の論文である。

本論文の目的は、「関係性」の意義に着目し、従来の憲